



## 海岸を使用する場合の注意事項チェックリスト

項 目	チェック欄
事故防止の徹底を図ります。	✓
他の海岸利用者に対し、強制、その他の迷惑行為を行いません。	✓
海岸の使用に際しては、参加者及び観光客等の安全に十分注意します。	✓
車両等（自動車、バイク、サンドバギー車、自転車、荷車、馬等）を海岸区域へ乗入れません。	✓
火気の使用はいたしません。	✓
撮影の場合は、プライバシーに配慮し、一般の利用者に迷惑をかけません。	✓
ゴミ等が発生した場合には、利用者の責任において持ち帰り、適正に処分します。	✓
使用後は海岸を現況に復します。	✓
公共施設、海浜動植物及び海岸を損傷又汚損しません。 損傷又は汚損した場合は、市役所に速やかに報告し、指示を受けます。	✓
事故等が発生した場合は、利用者の責任で対応します。	✓
行政職員から指示があった場合には、その指示に従います。	✓

### 注意事項等

- ・使用可能な海岸は、「本須賀海岸、白幡・井之内海岸、小松海岸、南浜海岸、中下海岸、殿下海岸」となります。
- ・海岸については、千葉県立自然公園条例により車両の乗り入れはできません。
- ・火気を使用することはできません。
- ・海岸を占用する場合（セットの建込等）やドローンの使用を検討されている場合は、事前にご連絡ください。
- ・一般利用者や漁業者等を排除した使用は行えません。
- ・許可証の発行はありません。

上記の注意事項を厳守することを確約します。

令和〇年〇月〇日

氏 名 山 武 太 郎